

福島県水源地域保全条例に基づく届出 よくある質問

Q 1 届出の対象となるのは、令和8年2月1日以降に土地売買等の契約を締結するものですか。

A 1 令和8年3月15日以降に土地売買等の契約を締結するものが、届出の対象となります。

条例附則第2項で、「第八条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して六週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。」という経過措置を設けています。

この規定によって、届出は、施行日である令和8年2月1日から起算して6週間を経過した日以降、つまり令和8年3月15日以降に土地売買等の契約を締結するものが、対象となります。

Q 2 令和8年3月14日までに土地売買等の契約を締結したものを作成する場合、届出は必要ですか。

A 2 不要です。

原契約が届出の対象外であれば、届出をする必要はありません。

Q 3 届出対象外としている「土地の面積が0.5ヘクタール未満の契約」については、土地の買主・借主側の事業面積で判断するのでしょうか。

A 3 契約ごとの面積で判断します。

(例) A～CさんがDさんへ、次のとおり土地を売却する場合であって、

土地ごとに契約書を分けて売買契約を締結するとき

- ・ Aさん 土地E(0.4ha)
- ・ Bさん 土地F(0.2ha)、土地G(1.5ha)
- ・ Cさん 土地H(0.1ha)、土地I(0.5ha)、土地J(2.5ha)

→ 0.5ヘクタールを超えている土地G、土地I及び土地Jの契約が届出の対象となり、Bさんは土地G、Cさんは土地I及び土地Jの契約について、それぞれ届出する必要があります。